

屋 外 広 告 物 の し お り

葛城市 市民生活部 都市計画課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

電話 0745-44-5013

情報化時代の今日、宣伝の一役を担う屋外広告物はますます多様化、活発化の傾向にあります。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の景観や優れた自然の風景が損なわれるおそれがあります。

また、著しく老朽化したり、管理が適正になされていない広告物は私たちに危害を及ぼすおそれもあります。

これを防止するため、屋外広告物法が定められています。奈良県ではこの法律に基づき「奈良県屋外広告物条例」を定めて屋外広告物についての必要な規制を行い、葛城市では「奈良県葛城市屋外広告物条例施行規則」を定め広告物を掲出する際の許可基準等を定めています。

この「しおり」はこれから屋外広告物を掲出しようとする方はもとより、ひろく市民のみなさんに、屋外広告物の正しい掲出について理解していただくため、これらの法律・条例等から葛城市に該当する部分をまとめたものです。

令和7年4月 改訂

しおり中の略語は次のとおりです。

- (法) = 屋外広告物法
- (県条例) = 奈良県屋外広告物条例
- (県施行規則) = 奈良県屋外広告物条例施行規則
- (告示) = 奈良県告示
- (規則) = 奈良県葛城市屋外広告物条例施行規則

○ 屋外広告物とは

屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板などをいいます。

これらが独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して取り付けられている場合も含まれます。(法第2条)

また、表示内容が営利的な商業広告でなくても、文字等で表示されていなくても、上記の要件に該当するものは屋外広告物です。

○ 屋外広告物を出すときは

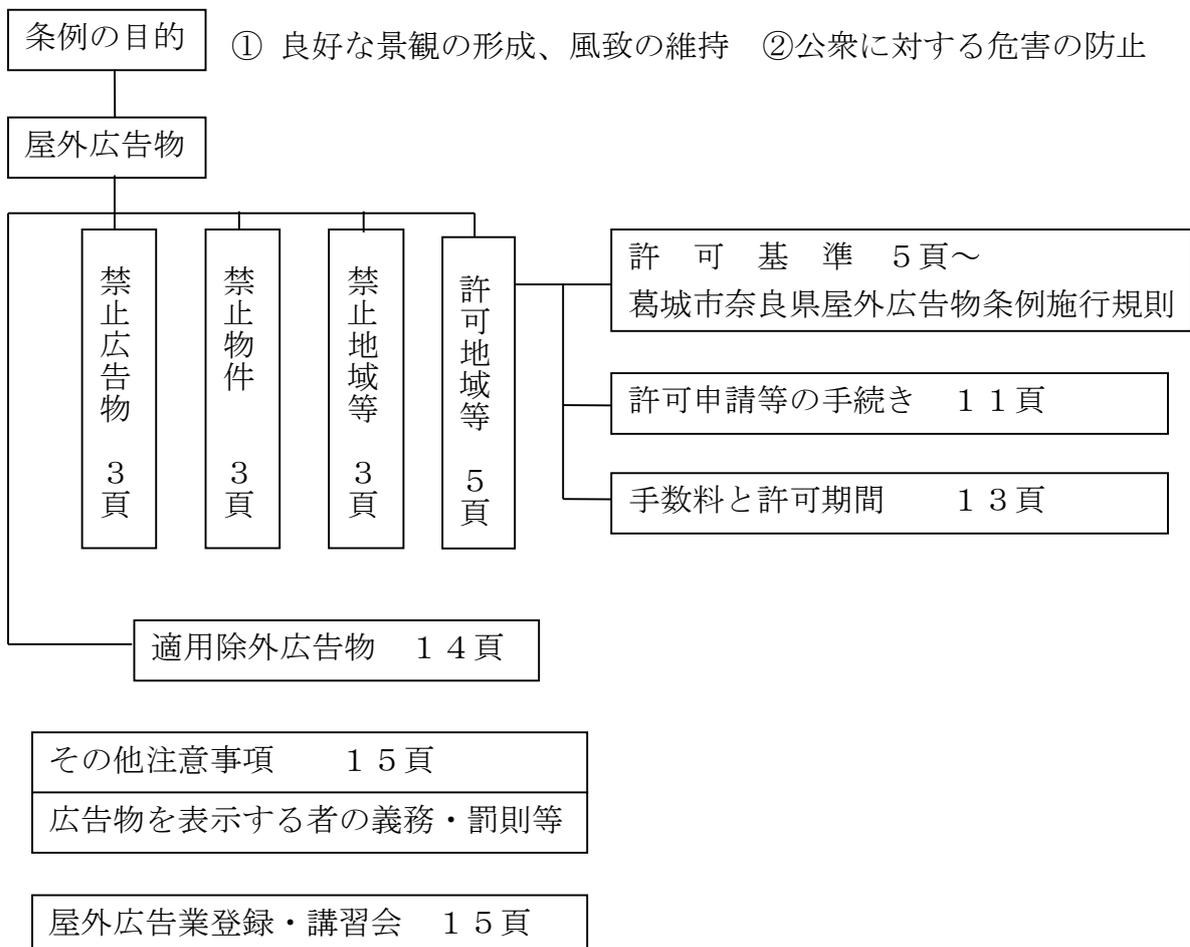
事前に屋外広告担当窓口「都市計画課」に相談してください。

広告を出そうとする場所が原則として広告の出せない「禁止区域」や、広告物の大きさ等により「許可」を必要とする場合があります。

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

葛城市役所 新庄庁舎 都市計画課 電話 0745-44-5013

奈良県屋外広告物条例の概要



○ 禁止広告物

■ 次の広告物は、どんな場合にも、表示・設置することができません。

- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの (県条例第4条第5項)

○ 禁止物件

■ 次の物件には屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯 (県条例第4条第3項第1号)
- 街路樹、路傍樹 (県条例第4条第3項第2号)
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機 (県条例第4条第3項第3号)
- 銅像、記念碑、これらに類するもの (県条例第4条第3項第4号)
- 建造物(文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定されたもの) (県条例第4条第3項第6号)
- 石垣、よう壁 (県条例第4条第3項第7号)
- 火災報知器、消火栓、火の見やぐら (県条例第4条第3項第8号)
- 送電塔、送受信塔、照明塔 (県条例第4条第3項第9号)

■ 電柱、街路柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の表示が禁止されています。 (県条例第4条第4項)

○ 禁止地域等

■ 次の地域では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

- 文化財保護法により指定された地域 (県条例第4条第1項第1号)
 - 国宝又は重要文化財の建造物の周囲50m以内 (昭和43年告示第77号)
 - 特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物(仮指定を含む) (県条例第4条第1項第1号)
 - 特別史跡、特別天然記念物の周囲100m以内 (昭和43年告示第77号)
- 奈良県文化財保護条例により指定された地域 (県条例第4条第1項第2号)
 - 県指定史跡名勝天然記念物
- 第1種・第2種低層住居専用地域(葛城市疋田の一部) (県条例第4条第1項第5号)
- ^{みささぎ} 陵、墓地、火葬場 (県条例第4条第1項第8号)
- 都市公園、県立公園 (県条例第4条第2項)

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例第12条 同13条 同17条 同21条により市内は性風俗関連特殊営業に係る広告物の制限地域に指定されています。
問合わせ先
奈良県警察本部生活安全企画課
0742-23-0110

葛城市の文化財（建造物・史跡・名勝・天然記念物）

| 区分 | 文化財の名称 | 所在地 | 員数 | 広告の掲出 禁止 | 指定法令等 | 種類 |
|-----|------------------------|------------|-----|----------------------------|---------------------|--------------------|
| 建 | 當麻寺本堂（曼荼羅堂） | 當麻 1363 | 1 基 | 当該建造物 及び その周囲 50m | 文化財保護法第 27 条第 2 項 | 国宝 |
| 建 | 當麻寺西塔 | 同上 | 1 基 | | 同上 | 同上 |
| 建 | 當麻寺東塔 | 同上 | 1 棟 | | 同上 | 同上 |
| 建 | 當麻寺金堂 | 同上 | 1 棟 | | 文化財保護法第 27 条第 1 項 | 重要文化財 |
| 建 | 當麻寺講堂 | 同上 | 1 棟 | | 同上 | 同上 |
| 建 | 當麻寺薬師堂 | 同上 | 1 棟 | | 同上 | 同上 |
| 建 | 中之坊書院 | 同上 | 1 棟 | | 同上 | 同上 |
| 建 | 當麻奥院 | 同上 | 3 棟 | | 同上 | 同上 |
| 建 | 五輪塔 | 當麻字北共同墓地内 | 1 基 | | 同上 | 同上 |
| 建 | 村井家住宅 | 南道穂 189 | 3 棟 | | 同上 | 同上 |
| 建 | 博西神社本殿 | 寺口 1231 | 2 棟 | | 同上 | 同上 |
| 史・名 | 當麻寺中之坊庭園 | 當麻 1263 | | | 当該地域 | 文化財保護法第 109 条第 1 項 |
| 史 | 屋敷山古墳 | 新庄 | | 同上 | | 史跡 |
| 史 | 二塚古墳 | 寺口 | | 同上 | | 同上 |
| 建 | 當麻寺仁王門 | 當麻 1363 | 1 棟 | 当該建造物 | 県文化財保護条例第 4 条第 1 項 | 県指定有形文化財 |
| 建 | 當麻寺大師堂 | 當麻 | 1 棟 | | 同上 | 同上 |
| 史 | 首子古墳群 | 當麻 1506 他 | | 当該地域 | 県文化財保護条例第 38 条第 1 項 | 県指定史跡 |
| 史 | 竹内古墳群 | 竹内・當麻 | | | 同上 | 同上 |
| 史 | 芝塚古墳群 | 兵家 591-1 他 | | | 同上 | 同上 |
| 史 | 鳥谷口古墳 | 染野 1679 | | | 同上 | 同上 |
| 史 | 平林古墳 | 兵家 1374-3 | | | 同上 | 同上 |
| 史 | 加守廃寺 | 加守 24-1 他 | | | 同上 | 同上 |
| 史 | 只塚廃寺 | 染野 741-1 | | | 同上 | 同上 |
| 史 | 笛吹神社古墳 | 笛吹 448 | | | 同上 | 同上 |
| 天 | 笛吹神社仔伎 ^ん シ林 | 同上 | | | 同上 | 県指定天然記念物 |

建＝建造物 史＝史跡 名＝名勝 天＝天然記念物

○ 許 可 地 域

■ 広告を出せる地域でも、次の地域については許可が必要となります。

- 市内全域 (県条例第5条第1項)

○ 許 可 基 準 (規則第5条別表第1)

■ 一般基準 (別表第1-1)

□ 美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美観を害さないものであること。
- 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のみであること。
- 広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくすること。
- 赤色と緑、紫の原色又は原色に近い色彩(※1)の使用は、その表示部分を最小面積にとどめること。(※2)
- 赤色と緑色又は緑色と紫色は接近して使用しないこと。
- イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- サーチライトは使用しないこと。

□ 危害防止の基準

- 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

★ 色彩の一般基準

※1 「赤色、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

| | 色 相 (H) | 明 度 (V) | 彩 度 (C) |
|-------|---------------|-----------|---------|
| 赤 (R) | 1 R 以上 6 R 未満 | 4 以上 6 未満 | 8 超え |
| 緑 (G) | 1 G 以上 7 G 未満 | 4 以上 7 未満 | 6 超え |
| 紫 (P) | 6 P 以上 9 P 未満 | 4 以上 6 未満 | 7 超え |

※2 「その表示部分を最小面積にとどめること」(※1のマンセル値に該当した場合)

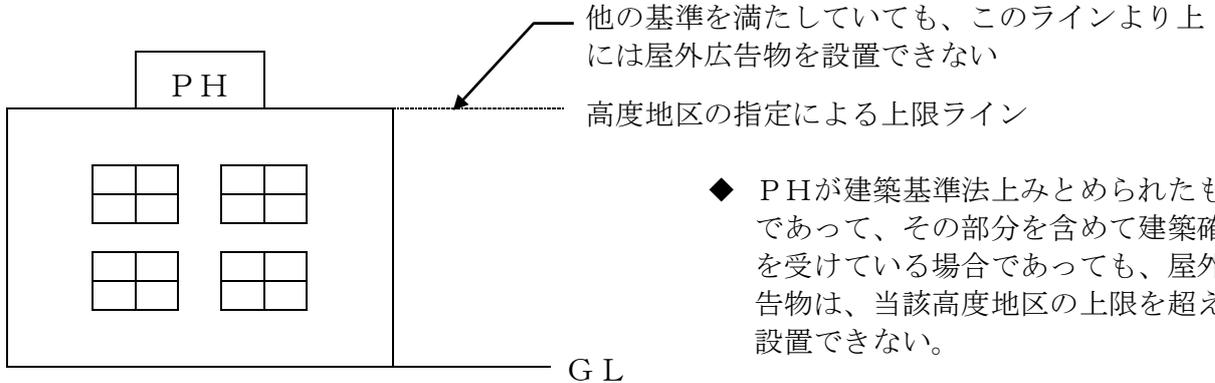
| 都市計画法第2章に規定する用途地域のうち 商業地域・近隣商業地域・準工業地域 | その他の地域 |
|---|----------------------------|
| 50%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積) | 40%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積) |

■ 種類別基準 (規則別表第1-2)

- 建築物を利用するもの

屋 上 広 告 物

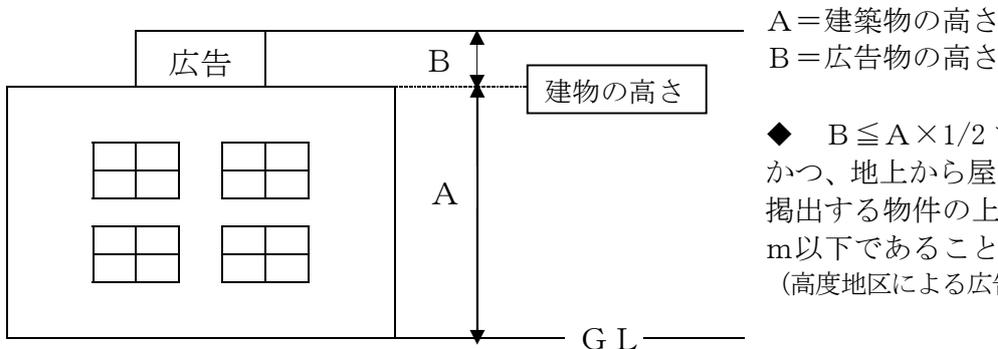
- 屋上広告物の共通基準
- ◆ 高度地区の指定による限度



- ◆ PHが建築基準法上みとめられたものであって、その部分を含めて建築確認を受けている場合であっても、屋外広告は、当該高度地区の上限を超えて設置できない。

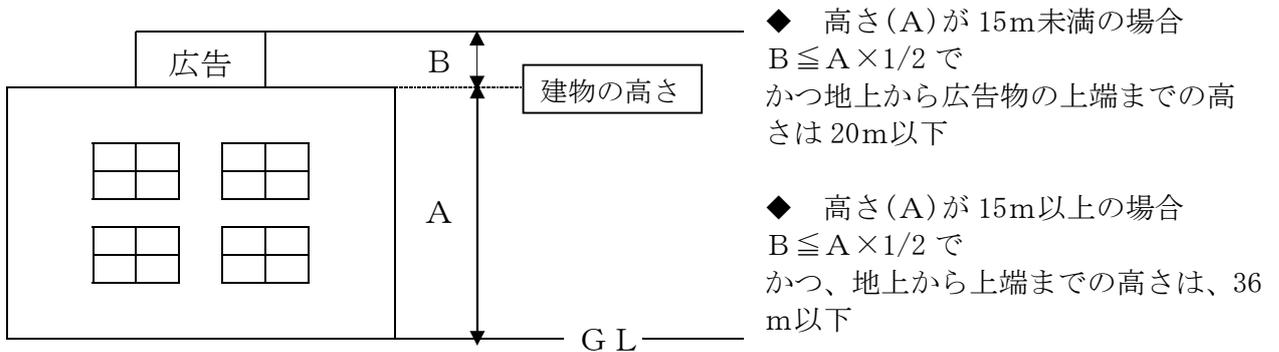
- ◆ 和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと
- ◆ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

- 第1種地域 (第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域又は準住居地域)



- ◆ $B \leq A \times 1/2$ であつ、地上から屋上広告物又はこれを掲出する物件の上端までの高さは25m以下であること。
(高度地区による広告物の高さ制限15m)

- 第2種地域 (第1種地域に掲げる地域以外の地域)

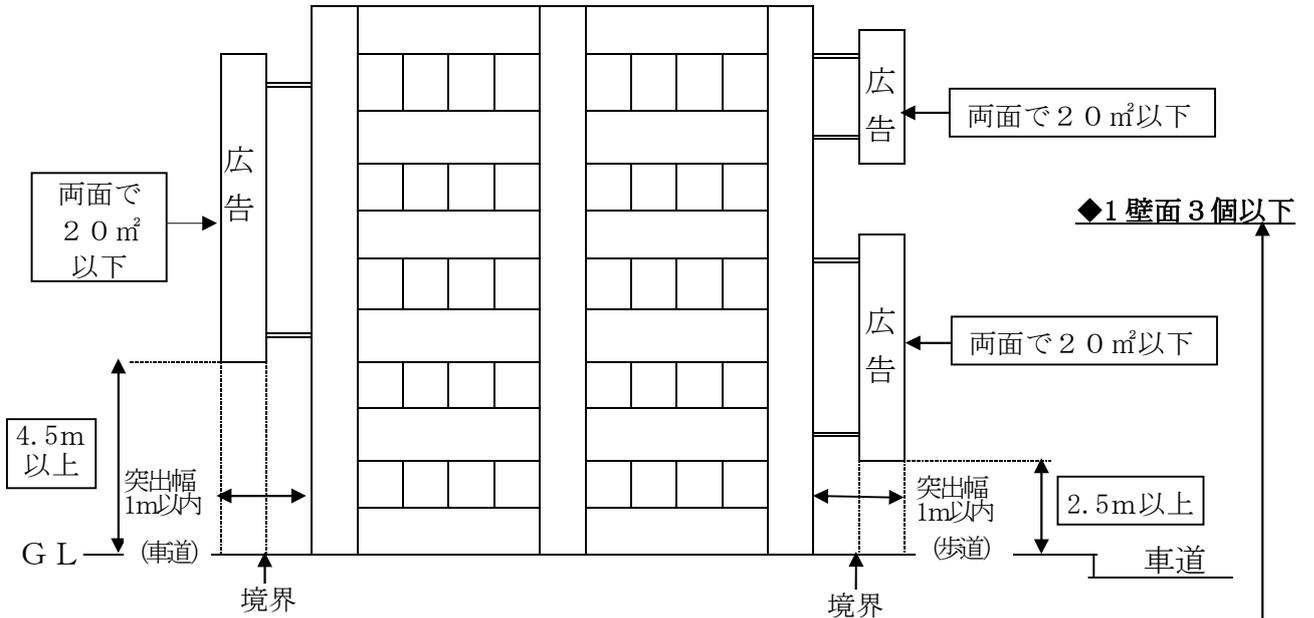


- ◆ 高さ(A)が15m未満の場合
 $B \leq A \times 1/2$ であつ地上から広告物の上端までの高さは20m以下
- ◆ 高さ(A)が15m以上の場合
 $B \leq A \times 1/2$ であつ、地上から上端までの高さは、36m以下

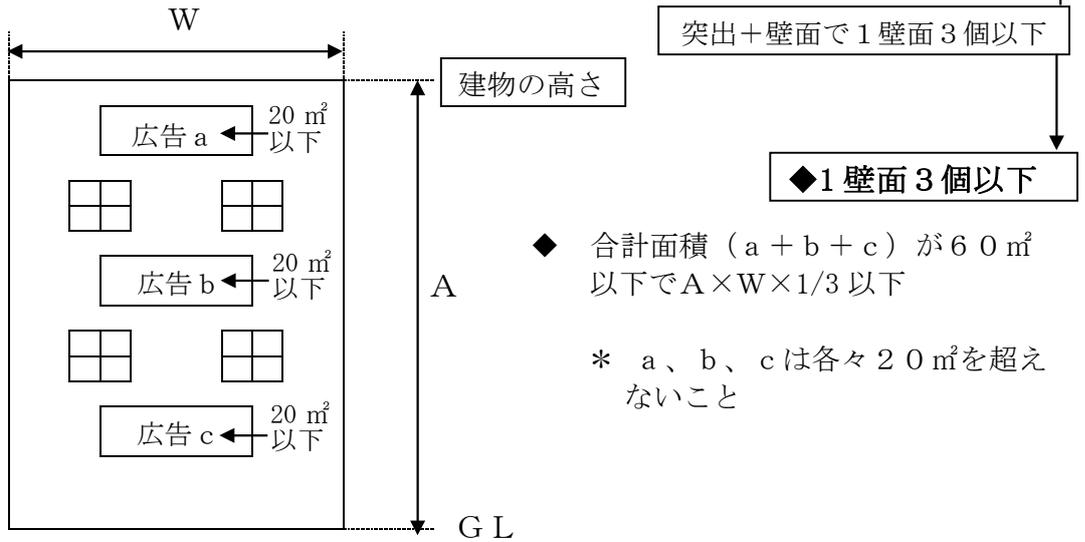
(高度地区による広告物の高さ制限20m)

軒下広告物

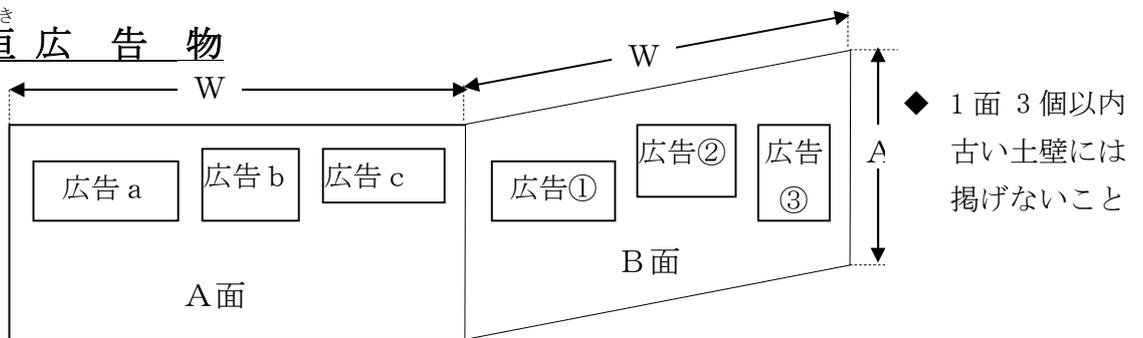
○ 突出



○ 壁面



へい かき 塀、垣 広告物

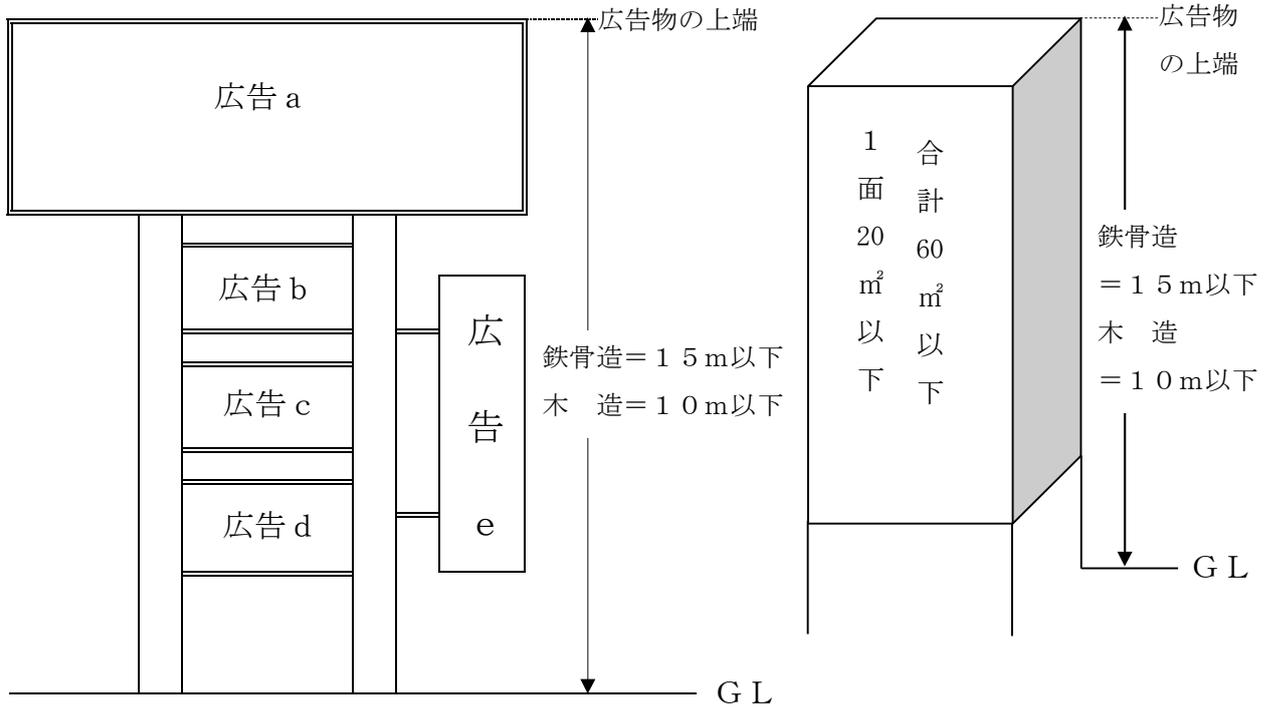


◆ 各面の合計面積 (a + b + c 又は ① + ② + ③) 60㎡以下で $A \times W \times 1/3$ 以下

* a、b、c、①、②、③は各々20㎡を超えないこと

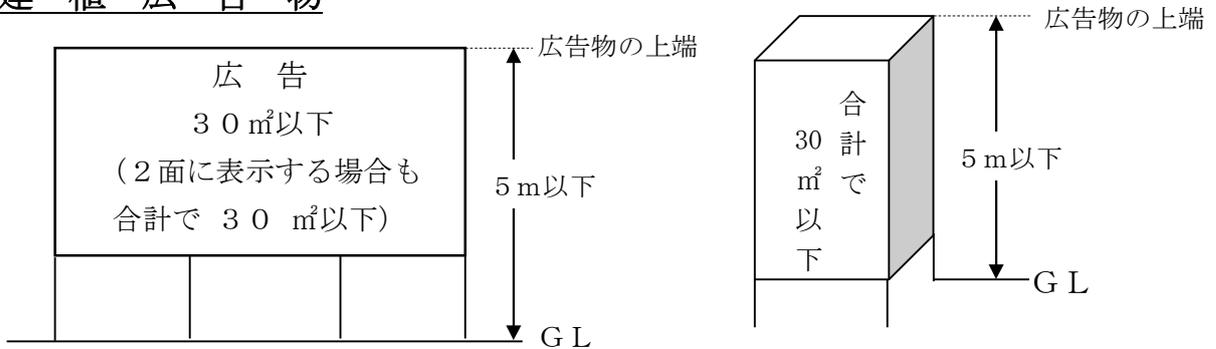
◆ 広告物の上端はへい等の上端を越えないこと

広告塔

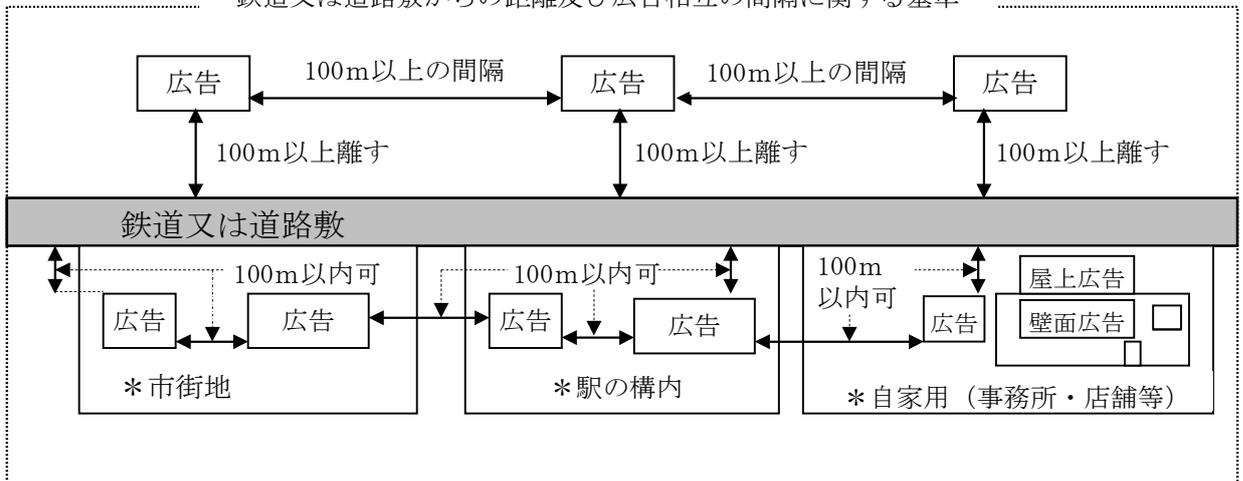


- ◆ 1面 (a + b + c + d + e) 20 m²以下
- ◆ 各面の合計面積 60 m²以下

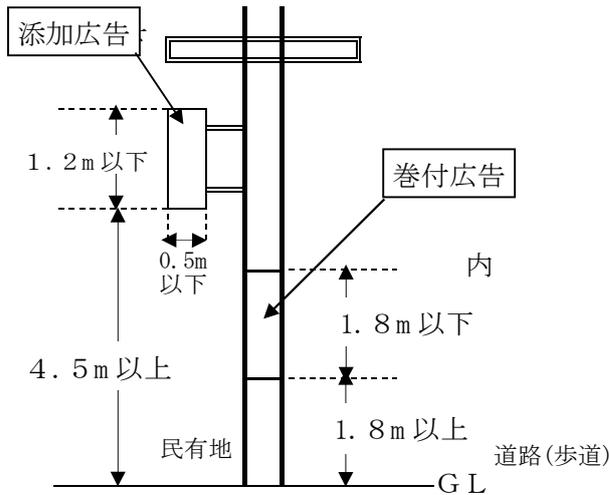
建植広告物



鉄道又は道路敷からの距離及び広告相互の間隔に関する基準



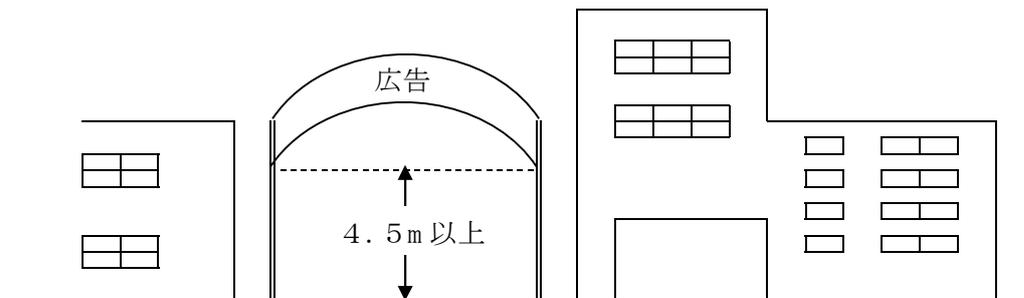
電柱広告物 (突き出し広告、巻き付け広告)



- ◆ 突出、巻付は電柱1本にそれぞれ1個
- ◆ 突出は、道路と反対の方向（私有地側）に取り付けること。〔突出の先端が道路（歩道）上にかからない場合は、この限りでない〕

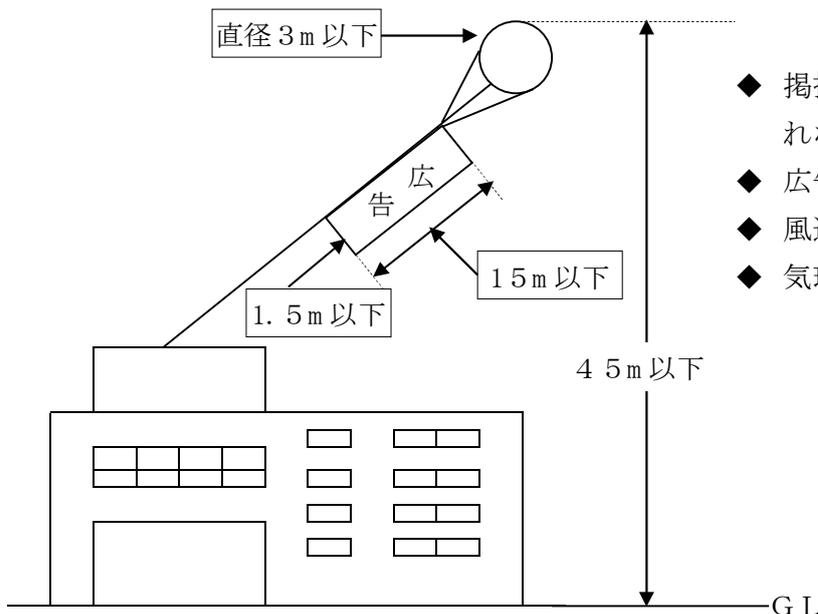
金剛生駒紀泉国定公園第二種・第三種特別地域内の突出は、設置高さが5m以下とされている。
突出広告の大きさは縦横とも0.5m以下
(自然公園法施行規則第11条19項)

アーチ広告物



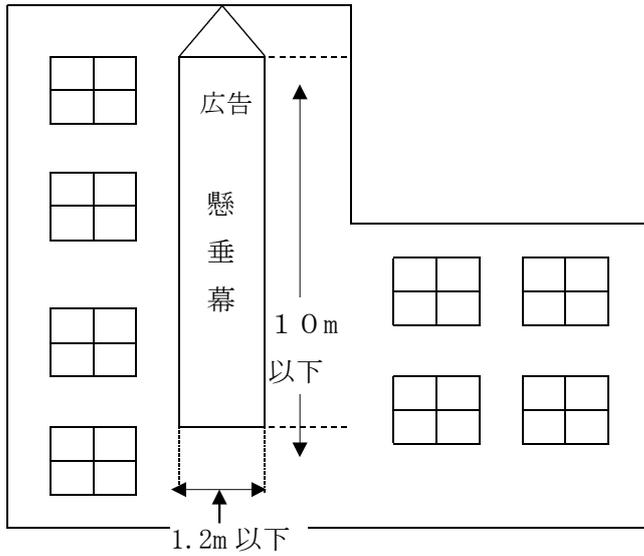
- ◆ アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示
- ◆ 上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

気球広告物



- ◆ 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと
- ◆ 広告面にネットを使用のこと
- ◆ 風速5m以上の時は掲揚しないこと
- ◆ 気球に補助綱があること

広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)

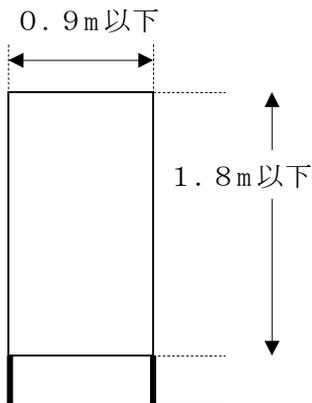


- ◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープをいれること
- ◆横断幕は繁華街においてのみ掲げること
- ◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興行、大売出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

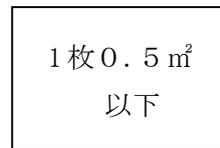
□ 立看板

□ はり札

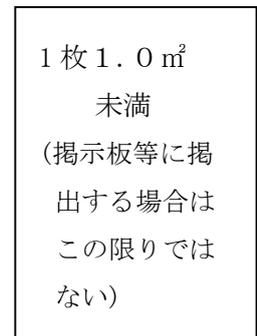
□ はり紙



- ◆ 設置期間は、2ヶ月以内



- ◆ 掲出期間は、1年以内
- ◆ 0.5m 以下



- ◆ 新聞紙に墨書又は絵具書したものは掲出しないこと
- ◆ 掲出期間は、1ヶ月以内

許可申請等の手続

許可申請についての照会、相談、受付等は「都市計画課」で行っております。

■ 新設の場合 (規則第1条)

広告物許可申請書正副2通に、次の書類(12頁参照)を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

■ 変更の場合 (規則第3条)

広告物変更許可申請書正副2通に変更の内容を明らかにした書類(12頁参照)を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

■ 継続の場合 (規則第4条)

許可期間が広告物の書類に応じて規定されています。期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了の30日前までに広告物継続許可申請書正副2通を提出し、許可を受けてください。(添付書類は不要)

(各許可申請には手数料(13頁参照)が必要です。納入方法は都市計画課で確認してください。)

■ 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合 (規則第15条)

住所氏名変更届1通を提出してください。

■ 撤去した場合 (規則第16条)

屋外広告物撤去届1通を提出してください。

申請書・届出書は都市計画課、または「葛城市のホームページ」から得ることができます。

□ その他(他法令により手続きが必要な場合)

● 高さ4mを超える広告塔等に広告物を掲出する場合(建築基準法施行令第138条第1項第3号)

工作物の確認(建築基準法第88条第1項)

奈良県高田土木事務所 0745-52-6144 大和高田市東中2-2-1

● 広告物が道路の上空を占有する場合

道路占用の許可(道路法第32条)

【国道24号・165号(高田バypass)】奈良国道事務所樫原維持出張所 0744-23-8781

【県道・県管理の国道166号・168号】奈良県高田土木事務所 0745-52-6144

【市道】葛城市建設課 0745-44-5014

● 金剛生駒紀泉国定公園第二種・第三種特別地域内に広告物を掲出する場合

広告物の設置等許可申請(自然公園法第20条、33条)

知事の許可が合わせて必要 景観・自然環境課 0742-27-8752

申請書受けは市都市計画課

● 金剛葛城山麓景観保全地区に広告物(高さ2m以上の工作物)を設置する場合

知事に届出が合わせて必要 景観・自然環境課 0742-27-8752

届出書受けは市都市計画課

● その他許認可の手続きが必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。

許可申請必要書類

| 必要書類 | | 新規 | 変更 | | 備考 |
|---------------------------|------------|---------------|---------|---------|---|
| | | | 意匠 | その他 | |
| ①広告物許可申請書 (規則・様式第1号) | | ○ | | | |
| ②広告物変更許可申請書 (規則・様式第3号) | | | ○ | ○ | |
| ③付近の見取図 | | ○ | | | 縮尺1/2,500程度の地図または住宅地図等に設置場所を記入(朱書)。 |
| ④色彩及び意匠を表す図面 | | ○ | ○ | ○ | 広告物の色彩図(立面図に着色も可)。赤、緑、紫の各色彩を使用する場合は、色見本を添付(メーカー名、番号、色の名称を記載)。 |
| 仕様書及び設計図 | ⑤敷地配置図・平面図 | ○ | | ○ | 広告物の設置場所を記入(朱書)。敷地配置図面に設置場所が表示できれば平面図は不要。 |
| | ⑥立面図 | ○ | | ○ | 広告物の設置場所を記入。 屋上の場合は図面上にGL、最高の高さ、広告物の上端の高さを各々記入。 |
| | ⑦構造図 | ○ | | ○ | 広告物の構造を示す図面。(基礎構造図、取付断面図を含む)。 照明の取付状況を示す図面。 |
| ⑧建築確認通知書(建築物)及び第1面～第5面の写し | | △ ※1 ※2 | | | ※1 屋上広告物の場合、または屋上広告物か軒下広告物か判断できない場合に必要。(建築物断面図でも可) ※2 展望規制地域内における自家用広告物について、建築延面積を確認する場合に必要。 |
| ⑨道路占用許可書の写し | | △ ※3 | | △ ※3 | ※3 道路(公道)の上空を占用する場合に必要。 |
| ⑩委任状 | | △ ※4 | △ ※4 | △ ※4 | ※4 申請者が第三者に申請を委任する場合に必要。 |

△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

※申請部数 各2部

広告物許可手数料と許可期間

【平成17年4月1日から適用】

| 種 類 | 許可期間 (規則別表第2) | 許可手数料 (葛城市手数料条例第2条16号) |
|--------------------------|------------------|--|
| 広告塔 | 3年以内 | 1個の広さ5m ² まで1,500円 (5m ² 増すごとに1,500円加算) |
| アーチ広告物 | | |
| 屋上広告物 | | |
| 建植広告物 | | |
| 軒下広告物 | | |
| 塀垣広告物 | | |
| 気球広告物 | 1年以内 | 1個 1,000円 |
| 広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり旗等) | 1年以内 | 1個 500円 |
| 電柱広告物 (突き出し広告、巻き付け広告) | 1年以内 | 1件5個まで 1,000円 (5個増すごとに1,000円加算) |
| 立看板 | 2ヶ月以内 | 1件5個まで 1,000円 (5個増すごとに1,000円加算) |
| はり札 | 1年以内 | 1件5個まで 500円 (5個増すごとに500円加算) |
| はり紙 | 1ヶ月以内 | 1件100枚まで 500円 (100枚増すごとに500円加算) |

○1件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいいます。

○単位の端数は、一単位に切り上げます。

適用除外

自家用広告物などについて、条例の規定の一部の適用を除外し、一般の広告物より規制の基準を緩和している場合があります。

したがって、禁止地域・禁止物件であっても、広告物を掲出できる場合があります。

- 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。（県条例第6条第1項第1号）
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの。（道路法による道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等）（県条例第6条第1項第2号）
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの。（県条例第6条第1項第3号）
- 自家用広告物
自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、次の基準に適合するもの。
 - ◆ 事務所、営業所等に表示するもの 10㎡以下（県条例第6条第1項第4号 規則別表3-1）
備考 1 建築物又はその他の工作物に直接設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点から展望した場合の建築物又はその他の工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。
2 特定商品名を表示する場合にあつては、その表示面積は、各広告物の表示面積を合算した面積の3分の1以下であること。
3 特定商品名のみを表示するものでないこと。
 - ◆ 所有地、管理地等に表示するもの 5㎡以下（県条例第6条第1項第5号 規則別表3-2）
- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するものでその会場の敷地内に表示するもの。
（県条例第6条第1項第6号）
- 車両に表示されるもの。（県条例第6条第1項第7号）
- 道標、案内板（県条例第6条第3項）
 - ◆ 次の基準に適合するもの。（規則別表3-3）
 - ◆ 道標 たて 40cm以下
よこ 105cm以下
 - ◆ 案内板（文化財の紹介を目的としたもの） 5㎡以下
- 神社、寺、教会が宗教行事のために表示するもの。（県施行規則第3条第2項第1号）
- 年中行事のために主催者が表示するもの。（県施行規則第3条第2項第2号）
- 冠婚葬祭のために表示するもの。（県施行規則第3条第2項第3号）

その他の注意事項

■ 適正な管理と自主撤去

● 許可の表示 (県条例第11条)

許可を受けた広告物には、許可の標識を必ずつけてください。

● 管理義務 (県条例第12条)

設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

● 撤去義務 (県条例第13条)

許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもって撤去してください。

● 罰則の適用 (県条例第18条第1号)

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりして、条例に違反したときは、30万円以下の罰金に処せられます。

屋外広告業登録・屋外広告物講習会

■ 屋外広告業登録

奈良県内で屋外広告業を営むには、知事(奈良市内の場合は奈良市長)の登録が必要です。

また、屋外広告物講習会修了者等を営業所ごとに置くことが義務付けられています。

■ 屋外広告講習会

講習会の講習科目は、次のとおりです。

- 屋外広告物の法令に関する科目
- 屋外広告物の表示に関する科目
- 屋外広告物の施工に関する科目

○登録・講習に関する問い合わせ先

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課 景観・屋外広告係
〒 630-8501 奈良県登大路町30
電話 0742-27-8752